

税理士法改正についての陳情書

平成 12 年 3 月 24 日
全国青年税理士会 会長 富田 隆
東京都渋谷区千駄ヶ谷 2-17-15
電話 03-3354-1111

私たち全国青年税理士連盟は、全国約 3,000 名の若手税理士により組織されている団体です。私たちは、真に国民のための税理士制度が確立されることを目的に活動し、税理士法のみならず、租税制度その他の諸制度について研究し、積極的に提言を行っております。

昨年 12 月に行政改革推進本部・規制改革委員会より公表された「規制改革についての第 2 次見解」におきまして、税理士の資格取得について次のように指摘されています。

- 資格制度において、関係行政事務における実務経験を評価することによる一定の合理性がないとは言えないが、資格制度に対する信頼性、試験受験者との均衡及び公平性・透明性を確保する観点から、関係各省庁は、以下のとおり、任命基準又は試験が免除される行政実務経験と免除科目との関係を精査し、明文化する事を検討すべきである。
- 税理士については、学識経験、学位取得、他資格取得及び行政実務経験による試験免除が認められている結果、税理士に占める税理士試験合格者の割合は、約 40 パーセントとなっているが、これらの免除要件と免除科目との関係について合理性・公平性に立ち精査し検討する。

無試験で税理士資格が取得できるような現行制度は、ぜひとも見直すべきであり、当面は、学位による免除は会計学科目が税法科目のいずれか一方とし、税務官公署事務経験による免除も税法科目に限定し会計科目は受験する、という法改正が必要です。

議員各位におかれましてはこの陳情書の趣旨をおくみとりいただき、今後の税理士法改正論議において現行の資格取得制度を是正していただきたくここに陳情いたします。